

第2回農業災害補償制度検討会会議概要

1．日時：平成13年12月14日（金） 13:30～16:20

2．委員の出欠

委員21名中20名が出席した。

欠席者：新山委員

3．遠藤武彦農林水産副大臣あいさつ

検討会の冒頭、遠藤武彦農林水産副大臣があいさつを行った。

4．資料説明と議論

本検討会における検討項目を整理するため、関係資料について事務局から説明を行い、その後議論を行った。委員発言に対し、事務局からも適宜応答した。委員の主な発言内容は以下のとおり（順不同）。次回は果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済関係の課題及び対応方向について検討することとなった。

大規模農家ほど予防に重点をおき事故率が低下するので、家畜共済において予防を対象にすべきである。

農業経営の大規模化に対応して、掛金が少々高くても十分な補償をし、農業の再生産が可能となることを基本とすべきである。

共済掛金の無事故割引について、検討すべきである。

麦以外の畑作物についても、品質低下を補償すべきである。

経営所得安定対策の議論が、この検討会委員にも見える形で、この検討会を進めて欲しい。

園芸施設については、税法上、減価償却分が控除対象とされているが、実際に償却部分を農家が積み立てているかが疑問であるため、新価補償を導入すべきである。

現行の園芸施設共済の共済掛金国庫負担対象共済金額は4千万円までであるが、近年、施設が大型化する傾向の中でこの基準を見直すべきである。

園芸施設が倒壊して収入が絶たれた場合に再起不能とならないよう、倒壊した施設の後片付け費用を園芸施設共済の対象とすべきである。

果樹共済の災害収入共済方式は、出荷団体の資料を得られるもののみ加入できるとしているが、これを個人出荷している農家も加入できるようにすべきである。

農作物共済の当然加入を廃止して任意加入とし、新しいメニューを追加すべきである。

農作物共済の個人全相殺方式の加入基準について、5ヘクタールをもう少し小さくすべきである。

農作物共済の全相殺方式の基準を緩和すべきである。

極めて小規模な水稻農家まで農業共済の対象とする必要はない。

水稻のふるい目については、実態に合うようにすべきである。

水稻農家は、基盤整備、大型機械の導入等が大きな負担となっている上に、減反で米の収入が減少している状況にある。専業農家は農業以外の収入がないため、被災時には収入が無くなる点を考慮して制度の検討をして欲しい。

大規模畜産農家の掛金負担が大きいため、安い掛金負担で最小限の補償があっても良い。

BSEのために、牛の市場価格が暴落するとともに処理場での処理費用も上昇しているため、畜産農家は大変困っている。

果樹については、農家内での危険分散が進んでいることから、引受は農家単位、支払は園地単位にする方式を検討すべきである。

家畜共済について、肉用牛等の多種包括共済では、共済掛金期間中に対象家畜の変動があっても、共済掛金期間の期首に算定した掛金率がそのまま適用されており、何らかの工夫が必要である。